

裁判員・補充裁判員の雇用主の皆様へ

本日、当裁判所で行いました裁判員及び補充裁判員（以下「裁判員等」という。）の選任手続におきまして、貴社の従業員が、裁判員等に選任されました。

裁判員制度は、国民の皆様のご協力なくしては成り立たない制度であり、また、実際に裁判員を経験された方からも、96パーセントの方から良い経験であったと評価され、「世界が広がった」、「生き方が変わった」というような感想をいただいております。

貴社の従業員が裁判員等として当裁判所の職務に従事していただく予定の期間と業務内容は、下記のとおりとなります。雇用主の皆様には大変なご負担をお掛けするかと存じますが、何卒、従業員の必要な休暇の取得について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 裁判員等従事予定期間

下記の期間全てにご従事いただくことを予定しています。

なお、裁判員等を務めるために必要な休暇を取ることは、法律（労働基準法7条）でも認められております。

令和元年 ●月●●日（●）午前9時30分～午後5時（予定）

令和元年 ●月●●日（●）午前9時30分～午後5時（予定）

令和元年 ●月●●日（●）午前9時30分～午後5時（予定）

令和元年 ●月●●日（●）午前9時30分～午後5時（予定）

2 従事業務内容

裁判員制度は、国民の皆様から選ばれる裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断します。

なお、詳細は別添「裁判員制度－より多くの方に、参加していただくために－」の「裁判員の役割」を参照ください。

令和元年9月●●日

福島地方裁判所郡山支部

【問合せ先】福島地方裁判所郡山支部裁判員係 TEL 024-932-5664

福島地方裁判所 裁判員制度10周年キャッチコピー
最優秀賞 『私も出来た あなたにも出来る 裁判員』
同 『立ち会おう 多様な視点で 裁判に』

